

よりよい学生生活のために

アルバイトをしたい時

学生がアルバイトをする目的は、学費やクラブ・サークル費の捻出、レジャーのためなどの経済的側面ばかりではありません。最近ではアルバイトを社会的体験の場として積極的にとらえようとする傾向があるようです。気をつけてほしいことは、アルバイトだからといっていい加減な勤務にならないように。そして何よりも大切な学業がおろそかにならないようにすること。また、アルバイト先や勤務時間については、保護者に知らせ、無理のない活動になるようにすること。

本学でのアルバイト紹介

売店掲示板に、求人の掲示を出します。希望の学生は、自分で先方と話し合いのうえ、保護者の承諾のもとアルバイト先を決めてください。アルバイト期間中に問題（深夜に及ぶ勤務、過重な勤務、テスト期間中の勤務の強要、実習期間中の勤務の強要等）が起きた場合は直ちに学生課に届け出てください。

奨 学 金

1 日本学生支援機構

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「貸与」または「給付」する制度。

〈貸与型奨学金〉

(1) 奨学生の資格

経済的理由により修業に困難があると認められる人。学校が人物・学力・家計の推薦基準を満たしている奨学金申込者の中から選考のうえ、機構に推薦する。

(2) 奨学金の種類

①第一種奨学金（無利子）、②第二種奨学金（有利子）、③入学時特別増額貸与奨学金（有利子、一時金。入学時の諸費用の負担を補うことを目的として、10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択。申込みは入学時の1回のみに限る。ただし、③のみの貸与はできない）

(3) 貸与月額

第一種奨学金（自 宅）2万円、3万円、4万円、5万3千円

（自宅外）2万円、3万円、4万円、5万円、6万円

第二種奨学金 2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択

(4) 募集期間

第一種、第二種奨学生は年に1回4月に行う。条件を満たせば、入学時特別増額貸与奨学金を申込みすることも可能。緊急採用（無利子）、応急採用（有利子）は随時受け付ける。

(5) 申込み手続き等

予約進学者（高校時代に申込み済みの場合）、新規申込者（高校時代に申込んでいない場合）、いずれの場合も4月に説明会を実施するので、学生部の掲示に従う。

特に予約進学者の場合は、「進学届」を提出しなければ採用にならないため、必ず説明会に参加すること。

〈給付型奨学金〉

(1) 奨学生の資格

申込み資格及び選考基準の両方を満たす人が対象。（詳細は日本学生支援機構HPで確認）

(2) 支給額

区分、自宅通学と自宅外通学によって異なる。

第Ⅰ区分・・・自宅通学 38,300円(42,500円) 自宅外通学 75,800円

第Ⅱ区分・・・自宅通学 25,600円(28,400円) 自宅外通学 50,600円

第Ⅲ区分・・・自宅通学 12,800円(14,200円) 自宅外通学 25,300円

※生活保護世帯、児童養護施設から通学する人は上記()内の金額。

(3) 申込み手続き等

予約進学者、新規申込者いずれの場合も4月に説明会を実施するので、学生部の掲示に従う。

文部科学省修学支援新制度について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

日本学生支援機構奨学金について(貸与、給付)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

2 宮崎県育英資金

向学心に富み、優れた素質を有する学生であって、経済的理由により修学が困難な方に対し、育英資金を貸与することにより、将来有為な人材を育成することを目的とする。

(1) 出願の資格

① 申請者の主たる生計維持者が、宮崎県内に居住していること

② 短期大学に在籍していること

注) 日本学生支援機構の貸与奨学金等、他の奨学金との重複採用はできない。

(2) 貸与月額

(上限) 52,000円(自宅) 59,000円(自宅外)

(3) 貸与期間

在学する学校の修業年限の範囲内

(4) 出願手続き

希望する学生は、必要書類を期日までに提出し、学長より推薦を受けなければならない。

3 壽崎育英財団

(1) 申請の資格

①申請者の生計を主として維持している者が九州地方に居住していること。

②人物・学業ともにすぐれ、かつ健康であり、奨学資金の支給が必要であると認められること。

(2) 支給月額 1万円

※返済義務なし。但し、毎月、近況報告と受領書を提出しなければならない。

(3) 支給期間

1年間。継続を希望する者は年毎に申請する必要がある。

4 交通遺児育英会

(1) 応募資格

保護者等が道路上の交通事故で死亡した家庭の学生。

(2) 貸与月額(交通遺児育英会)

4万円(内2万円給付)、5万円(内2万円給付)、6万円(内2万円給付)

(3) 入学一時金

40万円、60万円、80万円より選択(無利子)

- (4) 貸与期間
修業最短期間

5 あしなが育英会

- (1) 保護者等が災害または不慮の事故・病気で死亡したり、著しい後遺傷害で働けないため学資に困っている者。親が病気や災害（道路上の交通事故を除く）または自死（自殺）などで死亡、あるいは親が著しい障がいを負っている家庭の子ども。
- (2) 貸与月額
4万円または5万円（いずれも貸与）
- (3) 貸与期間
修業最短期間

6 保育士修学資金貸付等制度

- (1) 保育士を養成する学校その他施設に在学する者で、卒業後宮崎県内の保育所等で5年間就労する意志がある者。
- (2) 貸与額
修学資金／月額5万円以内
入学準備金／20万円以内（貸与初回）
就職準備金／20万円以内（貸与最終回）
- ※詳しいことは宮崎県社会福祉協議会福祉人材センターにお尋ねください。
福祉人材貸付相談室 TEL 0985（61）2424

7 その他

- (1) 母子父子寡婦福祉資金の貸与（母子家庭、父子家庭のためのもの）
※詳しいことは福祉こどもセンターに尋ねてください。
- (2) 生活福祉資金の貸与（修学が困難と思われる経済状態にある家庭のためのもの）
※詳しいことは宮崎県社会福祉協議会に尋ねてください。
- (3) 各県及び市町村の奨学金
※詳しいことは各県市町村の福祉担当部署に尋ねてください。

カウンセラー室の利用

本学では、円滑な学生生活を営んでもらうためにカウンセラーがサポートします。気軽に利用してください。

～こんなときにはどうぞ～

- 対人関係（友人・異性・家族・バイト など）の悩み
- 自分自身の内面（不安・緊張が強い など）の悩み
- 身体の不調が続く（だるい・やる気が出ない・眠れないなど）悩み
- 情緒面（イライラする・急に悲しくなる・ゆううつになる など）の悩み
- 進路についての相談
- その他

(カウンセリング予約方法)

- ① mgjc-counselor@mgjc.ac.jp か helthcare@mgjc.ac.jp どちらかに送信してください。
〈件名〉カウンセリング希望 〈本文〉希望の日時・学科・学年・氏名
- ② カウンセラー室か学生部、または保健管理センターに直接来室してください。

保健管理センターの利用

- 保健管理センター利用時間：平日8時30分～17時15分

連絡先：0985-85-0146（代表）

保健管理センターは学生・教職員の健康の維持増進を図るため、主に下記のような業務を行っています。

(1) 応急処置

学校でのケガ・虫刺され・軽度熱中症・打撲・生理痛など応急処置・初期対応は、保健管理センターで行います。アレルギー等の観点より投薬はいたしません。生理痛や偏頭痛に対する鎮痛剤等は各自準備しておいてください。医師による治療の必要性を認めた場合は医療機関受診を勧めます。緊急時は救急車の要請や医療機関の手配を行います。

病院受診には保険証が必要です。遠方から通学している学生や、親元を離れている学生は保険証の管理もできるようにしておいてください。

(2) 健康相談

心身の健康上の相談を受けます。必要時は保健指導、また本人の希望や意向を確認し、同意を得たうえで心の相談はカウンセラーへ、身体の症状は医療機関へ取次ぎを行います。

(3) 定期健康診断の企画・実施

毎年春季に定期健康診断（胸部エックス線撮影・計測・内科健診）を実施します。健診結果は個人に通知し、異常があった場合は専門医を受診していただきます。学内で健診をうけなかった場合は、個人で医療機関を有料受診し健康診断を受けることになります。

(4) 健康診断証明書の発行

就職試験、保育所・幼稚園・福祉施設等の実習に必要な健康診断証明書を発行します。定期健康診断を受けていない場合、健康診断証明書は発行できません。

(5) 実習前検査

保育所・幼稚園・福祉施設等の実習前には、その都度事前検査が必要です。検査は学校で一斉に行います。検査を受けないと実習には行けません。

腸内細菌検査

実習場では定期的に検査が行われており、細心の注意がなされています。食中毒の発生を予防するためです。学生も自分が保菌者ではないことを証明することが必要です。万が一保菌が判明した場合は抗生剤の内服治療を受け、再検査することになります。

P C R 検査

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、施設実習場にウイルスを持ち込まないよう事前に陰性の証明が必要です。

(6) 保健管理センターが利用できないとき

時間外・土日祝日は近隣の病院、夜間急病センター、休日当番医を利用することになります。

学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

1 保険金が支払われる事故の範囲

- (1) 被保険者が被保険者の在籍にする大学の教育研究活動中に被った事故による身体の傷害。
- (2) 被保険者の住居と学校施設等との間の通学、学校施設等相互間の移動中に発生した身体の傷害。

2 対象となる事項、時間、場所

- (1) 講義、実験、実習、演習及び実技による授業中。
- (2) 指導教員の指示に基づき、授業の準備や後始末を行っている間。教室、図書館、語学学習施設等において研究活動を行っている間。
- (3) 入学式、オリエンテーション、卒業式などの各種学校行事および課外活動に参加している間。
- (4) 大学が教育活動のため、使用している学校施設内にいる間、ただし寄宿舎にいる間、大学が禁じている時間、場所、または禁止している行為を行っている間は除く。
- (5) 大学の施設以外で、大学に届け出た課外活動を行っている間。
- (6) 通学途中。
- (7) 学校施設等相互間の移動中。
- (8) 有毒ガス吸入による中毒症状、日射による障害も含まれる。

3 支払いの保険金の種類と金額

- (1) 死亡保険金
 - ア 正課及び学校行事の場合 2,000万円
 - イ 課外活動中・通学中 1,000万円
- (2) 後遺障害保険
 - その程度に応じて …60万円～3,000万円
 - (例) 両眼が失明したとき
……………1,500万円～3,000万円
- (3) 医療保険金（医師の治療を受けたとき）
 - 治療日数等により金額が異なる。
 - (事例、データ省略)

4 保険金が支払われないケース

- (1) 本人（または保険金を受け取るべき者）の故意
- (2) 本人の闘争、自殺、違反運転
- (3) 本人の疾病、妊娠、出産、外科手術
- (4) 天災
- (5) 特殊な運動……山岳登山、グライダー操縦など
- (6) 自動車、モーターボート等による競技参加、試運転など

5 保険の有効期間と保険料

入学年次の4月1日から卒業年次の3月31日まで。

保 険 料	1 年 間	1,000円
	2 年 間	1,750円

6 事故がおきたときの手続き

対象となる事故が生じた場合は、ただちに事故の日時、場所、状況、傷害の程度等を、保健管理センターに報告すること。

- (1) 事故の日から30日以内に保険サービスセンターまたは当該支店に通知しなければ保険金が支払われない場合があるので、手続きは早目に行うこと。
- (2) 保険金の請求手続きは学生自身がスマホアプリにて行います。保健管理センターに用意してある所定用紙でも可。

くわしくは「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照のこと。

1. 課外活動を行う場合は必ず届け出ること。
2. 学外活動を行う場合は必ず届け出ること。

※ 1、2とも事前に届け出があると、事故にあった時、この保険の対象となります。

学研災付帯賠償責任保険 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

1 保険の内容

国内において、学生が、正課、学校行事およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

2 対象となる活動範囲 （国内の活動で、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」の適用になる） 場合のみが本賠償責任保険の対象になります。）

正課、学校行事、課外活動として認められたインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復途中。

- ★インターンシップとは…… 学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うことです。
- ★介護体験活動とは…… 小学校および中学校の教諭の普通免許取得希望者が介護等体験活動を行うことです。
- ★教育実習とは…… 「教育実習」に該当する科目のもとに、受入先の幼稚園・小中学校・高校で、学生の教員免許取得に必要な活動を行うことです。
- ★保育実習とは…… 児童福祉法および同施行規則に規定された保育士の養成施設で履修が必要な科目について定めた厚労省の通知における「保育実習（必修および選択必修）」に該当する科目のもとに、受入先の保育所等の実習施設で学生の保育士資格取得に必要な活動を行うことです。
- ★ボランティア活動とは…… 各人の自由な意志によって、個人がもっている能力、労力あるいは財産をもって、社会に貢献する活動を行うことです。（但し、本賠償責任保険では、学校管理下の正課、学校行事、課外活動に限ります。）

保 険 料	1年間	340円
	2年間	680円

対人・対物賠償	1事故1億円限度
---------	----------

※くわしくは、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照のこと。